

新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会設置及び審査・調査要領

- 1 特別委員会の名称
新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会
- 2 設置の根拠
地方自治法第109条及び芽室町議会委員会条例第5条
- 3 目 的
新嵐山スカイパーク経営改革に係る基本理念、経営形態、事業手法、事業経費、費用対効果等について審査・調査すること
- 4 設置年月日
令和5年7月28日
- 5 委員の定数 15人（議長を除く全員）
- 6 調査期間
調査終了まで
- 7 そ の 他
その他必要な事項は、本特別委員会において協議決定する。